



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 グ ン ゼ 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 児 玉 和  
コード番号 3 0 0 2  
本社所在地 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号  
問合わせ先 広報 I R 室長 富 岡 修  
T E L ( 0 6 ) - 6 3 4 8 - 1 3 1 4

### 当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、現在、有効期間を平成 26 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時までとして導入している大量買付行為に対する対処方針（以下、「本方針」といいます。）について、本方針を一部改定（以下、「本改定」といいます。）し、平成 26 年 6 月 25 日開催の定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを前提に継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本改定は、昨今の買収防衛策の動向を踏まえて、以下の内容を改定したものです。

- ・ 新株予約権プランが発動された際に大量買付者へ金銭的補償をしないことの明確化。
- ・ 新株予約権プラン発動による新株予約権無償割当の権利確定日以降において大量買付者からの大量買付行為の撤回等、新株予約権プランの中止が適当と特別委員会が判断した際に、新株予約権の無償取得により新株予約権プランを中止する場合があることの追記。

なお、本方針は、本総会において株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、その時点で自動的に廃止されることとなります。

また、本方針の継続は社外取締役 2 名を含む取締役 10 名全員一致により決議され、社外監査役 2 名を含む監査役 4 名も本方針が適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

## 1. 当社の支配に関する基本方針

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」を企業理念として顧客起点の事業運営を行っております。この理念の下、企業の社会的責任（CSR）に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“こころよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。

また当社グループは、企業価値向上を目指し、株主重視の経営姿勢を堅持していくことを基本に、収益性の向上、資本の効率化に取り組むとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、配当金支払い・自己株式取得等を通じて、中長期的な業績見通しに基づいた、安定的・継続的な利益還元を図っております。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、上記のような取り組みを通して、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を図るためには、株主の皆様はもとより、お客様・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、発展させていくことが重要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、ステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが可能な者である必要があると考えております。

従って、当社グループの企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして不適切であり、このような買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、以下の施策を実施し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に努めております。

### (1) 中期経営計画の推進

当社グループは、本年度より中期経営計画（CAN 20 計画：2014 年度～2020 年度）を展開しており、『集中と結集』をキーコンセプトに、「SBU（戦略的ビジネスユニット）戦略による既存事業の選択と集中」、「CFA（クロスファンクショナルアプローチ）活動による成長・新規事業の育成、創出」、「成長戦略を支援する経営基盤強化」を基本戦略として、企業価値の向上を図っていくこととしております。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化を図るため、第 110 期（平成 17 年度）に執行役員制度の導入、取締役員数の削減を行うとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、第 111 期（平成 18 年度）に取締役任期を 2 年から 1 年に変更し、併せて経営の透明性の確保をはかるため社外取締役の選任を行うなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

<ご参考>中期計画の概要

1. 計画名称

**「CAN 20 計画」**

2. 推進期間：2014年度～2020年度

第1フェーズ：2014年度～2016年度

第2フェーズ：2017年度～2020年度

3. キーコンセプト

**「集中と結集」(Focus & Concentration)**

4. 2020年度経営ビジョン

グンゼが持つ強みを更に強化し、グンゼにしかできない“ここちよさ”をお客さまに提供するグローバル企業として社会に貢献する。

5. 2020年度経営目標

人々のクオリティ オブ ライフ(QOL)の向上に貢献する健康・医療関連分野を成長の核とするとともに、集中と結集によりそれぞれの分野で業界オンリーワンの地位を確立する。

6. 基本戦略

【基本戦略①】 SBU 戦略による既存事業 の選択と集中	【基本戦略②】 CFA 活動による成長・ 新規事業の育成・創出	【基本戦略③】 成長戦略を支援する 経営基盤強化
既存事業を SBU (戦略ビジネスユニット) に区分。市場魅力度、コア・コンピタンスの強さで戦略投資区分を分類、成長 SBU への経営資源シフトを図る。	事業部門・機能部門が連携し、成長性・適社性を踏まえた市場への重点投資により成長・新規事業の成長・創出を図る。	成長戦略実行に必要なリソースの確保や成長分野へ経営資源が重点的に配分される仕組みを構築する。

**3. 本方針の導入目的**

当社グループは、上述のとおり、中期経営計画「CAN 20 計画」の実行を通じて、企業価値・株主共同の利益向上に努めてまいりますが、昨今、株式持合いの解消、企業買収に関する法制度の整備等を背景に、取締役会と十分な協議や同意のプロセスを経ない企業買収が散見されるようになってきております。もちろん、このような企業買収であっても株主の皆様やステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、また買収提案の諾否は株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、こういった企業買収のなかには、十分な情報や時間を与えないもの、株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買収の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすものなども出てくる恐れがあると思われまます。

当社は明治29年8月、何鹿（いかるが）郡（現・京都府綾部市）の地場産業である蚕糸業を振興することを会社設立の趣旨として、創業者・波多野鶴吉によって設立されました。社名もこの趣旨を反映させて“郡の方針”を意味する「郡是」と定め、地域社会と共存共栄を目指す会社として郡是製絲株式会社（現・グンゼ株式会社）はスタートしました。当社グループは、「優良品の提供」、「共存共栄」、「人間尊重」という創業の精神を経営の理念として、社是の実践を通じて、今後も社会に貢献してまいる所存であります。創業時の生糸事業から関連分野での多角化に成功し、現在は衣料品等の消費財からフィルム製品、医療関連製品等の生産財に至るまで、多岐にわたる商品を製造・販売しており、また遊休地の活用からスタートした不動産関連事業やスポーツ施設運営事業など、相互に密接に関係した幅広い事業を行っております。また、これらを束ねる内部統治構造、事業運営上のノウハウ、資金の一元調達・運用による事業への効率的資金配分等、3つの戦略セグメント（「機能ソリューション事業」（生産財）、「アパレル事業」（消費財）、「ライフクリエイティブ事業」（サービス））からなる多角化企業としてのシナジー効果を実現してまいりました。特に当社グループ企業全てにおいて、「人は財産である」との基本認識のもとに教育を受けた従業員が、当社の経営理念をしっかりと理解した上で、基幹要員として経営の中核を担うことにより、グループ全体の企業理念の共有を図っており、企業価値向上に寄与しております。

以上のようなことを勘案すると、株主の皆様が当社の将来実現可能な株主価値を把握し、買収提案の妥当性を短期間に判断するのは容易でないケースも考えられます。こうした事情に鑑み、企業価値の維持・向上を目的として、また株主の皆様が自ら適切な判断を行うのに十分な情報提供を受ける機会を確保し、不測の損害を被ることを防止するため、本方針を導入しております。

なお、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けているわけではありません。

#### 4. 大量買付行為の基本ルール

当社取締役会が設定する大量買付行為の基本ルールとは、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）は、事前に当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報提供を行い、当社取締役会による評価（場合によっては代替案の提示を含む）、検討および交渉を行う一定期間を経た後に大量買付行為を開始する、というものです。

大量買付者は大量買付行為の基本ルールを遵守するものとし、当社取締役会による評価期間終了までは大量買付行為を開始できないものとします。

##### (1) 対象となる大量買付行為

本方針は特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）に対する買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（いずれについても、予め当社取締役会の賛同を得ているものを除き、また市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問いません。以下、「大量買付行為」といいます。）を対象とします。

注1：特定株主グループ

- (1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または
- (2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合

- (1) 特定株主グループが、注1の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または
- (2) 特定株主グループが、注1の(2)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等の所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 提供いただく重要情報

大量買付者には、大量買付行為を行う前に、下記項目を明記した意向表明書（以下、「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会宛てに提出いただくこととします。ただし、大量買付者からご提供いただくべき重要情報は大量買付行為の内容等により異なりうることから、当社取締役会は下記項目以外の情報を「買付意向表明書」に記載するように大量買付者に求めることができるものとします。当社取締役会は、この「買付意向表明書」が提供された後、速やかに別に設置される特別委員会（特別委員会については「6. 透明性および公正性の確保」をご参照ください。）の開催を要請し、10営業日以内に、特別委員会にてその内容を検討し、情報内容が不十分だと特別委員会が判断した場合は、追加情報の提供依頼を取締役会を通じて行います。なお、大量買付行為の提案があったことについては、大量買付者からの買付意向表明書提出後速やかに開示し、また、大量買付者より当社取締役会に提供された重要情報のうち特別委員会が相当と認めた事項については、同委員会が必要と認めた時点で、適時・適切にその全部または一部を情報開示いたします。

- a. 大量買付者およびそのグループの概要（名称、所在地、設立準拠法、国内連絡先、事業内容、財務内容等）
- b. 買収の目的、方法および内容
- c. 買収対価の算定根拠および買収資金の裏付け

- d. 大量買付者に対する資金提供者の名称および概要
- e. 買収後の当社グループの経営方針および事業計画
- f. 従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者の処遇方針
- g. コーポレートガバナンスへの取り組み
- h. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- i. その他、当該買付行為を客観的に評価するために特別委員会が特に必要と認める事項

### (3) 特別委員会による評価

上記の重要情報が十分に提供されたと特別委員会が判断した後、当社取締役会は、情報提供が完了した旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大量買付者に発送し、その旨を速やかに情報開示すると同時に、特別委員会に対して大量買付者の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、大量買付者と当社取締役会の経営方針・事業計画等の比較検討等を要請します。また、当社取締役会は、必要があれば、企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、買収提案内容の改善のために、大量買付者と協議・交渉を行うことができることとします。特別委員会は上記検討および当社取締役会と大量買付者との交渉の結果を踏まえ、買収提案内容および対抗措置について評価し、その理由を添えて、対抗措置発動の是非について当社取締役会へ勧告を行います。当社取締役会はこの勧告に従うものとしませんが、取締役会として買収提案内容や大量買付者の属性・資力等を真摯に検討し、特別委員会の勧告内容について責任を持って評価いたします。その上で、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬がある、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとし、この場合は、特別委員会は再考に必要と認められる期間（最大14日とします。）を定め、別途情報開示いたします。

また、特別委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は当社の費用負担により、独立の外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることが出来ます。

特別委員会による評価・勧告、および当社取締役会による協議・交渉に要する期間は、情報提供完了通知を大量買付者に発送し、その旨を情報開示した日から、買収提案評価の難易に応じ以下の通りとし、具体的な評価期間については、大量買付者へ情報提供完了通知発送後速やかに開示します。ただし、当社取締役会が特別委員会に対して再考を促したときは、それぞれ最大14日間延長されうるものとし、

- a. <対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買収提案の場合>・・・60日間
- b. <その他の大量買付行為の場合>・・・90日間

## 5. 大量買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 対抗措置を発動する場合

特別委員会の評価・勧告の結果、当該大量買付行為が、以下の a～c に該当すると判断され、対抗措置の発動が相当と認められるとされた場合に限り、下記(2)新株予約権プランに記載されている通り、当社取締役会決議により新株予約権を発行する場合があります。ただし、それ以外の場合は、たとえ当社取締役会が当該買収提案内容に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わず、直ちに対抗措置の不発動を取締役会で決議いたします。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大量買付者から大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、株主共同の利益を損なわない場合に限り、特別委員会の勧告もしくは取締役会の判断に基づき新株予約権の発行を中止することがあります。

- a. 大量買付行為の基本ルールが大量買付者により遵守されない場合
- b. 買収の内容が以下のように株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合
  - ・ 株式を買占め、当該株式について当社に高値で買取を要求する場合
  - ・ 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う場合
  - ・ 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や返済原資として流用する場合
  - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
  - ・ 上記の他、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による当社支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- c. 株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合

### (2) 新株予約権プラン

本方針に基づき株主に無償割当される新株予約権の概要は、以下の通りです。要綱は別紙①をご参照下さい。

なお、当社取締役会の判断により、取得条項付新株予約権を割り当てる場合があります。

- a. 割当対象株主  
本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した際に定める日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第 152 条 1 項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じ。）  
（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）
- b. 新株予約権の数  
割当対象株主の所有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当いたします。
- c. 新株予約権の目的とする株式の種類および数  
本新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、株式分割等により別途調整がない限り 1 株とします。

d. 発行する新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。

e. 新株予約権の発行価額

株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とします。

f. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込み金額は1円とします。ただし、後記jに定める取得条項付新株予約権を割当てるときは、払込みは必要ありません。

g. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヵ月間～2ヵ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とします。また、行使期間の最終日が払込み取扱金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日を最終日とします。

h. 新株予約権の行使条件

①大量買付者、②その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、③その特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、もしくは④、①～③に該当する者から、本方針に基づき発行する本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または⑤、①～④に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）は、原則として本方針に基づき発行される本新株予約権を行使することが出来ません。

i. 新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。

j. 当社による本新株予約権の取得

当社取締役会は、当社が当社株式と引き換えに上記hに規定する本新株予約権を行使することが認められない者以外が保有する新株予約権を取得できる旨の取得条項を付すことが出来るものとします。ただし、本新株予約権の内容として、上記hで本新株予約権を行使することが認められない者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付すことはできないものとします。取得条項の詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

k. 新株予約権プランの中止

大量買付者による大量買付行為の撤回等により、新株予約権プランの中止が適当と特別委員会が判断した場合、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、割当期日の4営業日前までは新株予約権の発行を中止することがあります。また、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、当社取締役会は、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の取得条項を付すことが出来るものとします。

1. その他

その他新株予約権についての必要な事項は、当社取締役会にて別途定めるものとします。



## 6. 透明性および公正性の確保

### (1) 特別委員会

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付ルールの遵守状況や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性を確保するために、当社は社外取締役、社外監査役、社外有識者等の独立社外者からなる特別委員会を設置いたします。その概要は別紙②をご参照下さい。

特別委員会は取締役会の諮問機関として、買収提案内容および対抗措置について評価し、その理由を添えて、対抗措置発動の是非について当社取締役会へ勧告を行います。当社取締役会はこの勧告に従うものとし、かつ当該委員会の勧告手続を必ず経なければならないこととし、公正性の確保に努めることとします。一方、当社取締役会は、買収提案内容や大量買付者の属性・資力等を真摯に検討し、特別委員会の勧告内容について責任を持って評価いたします。その結果、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

### (2) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針における対抗措置は、上記5.(1)「対抗措置を発動する場合」にて記載した通り、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### (3) 本方針の有効期限および変更・廃止

本方針は、平成26年6月25日開催予定の当社定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただかなかった場合には、自動的に廃止されることとなります。同定時株主総会でご承認をいただいた場合は、本方針の有効期間は中期経営計画「CAN 20 計画」第1フェーズ終了後最初の定時株主総会（平成29年6月開催予定）終結の時までとします。

なお、本方針は有効期限内であっても、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、本方針の変更が必要となった場合には随時見直しを行い、その内容を適時・適切に開示するとともに、直近で開催される定時株主総会にその変更内容につき株主の皆様のご承認をいただくこととします。

また、当社株主総会にて本方針を廃止する旨の議案が可決された場合、または当社株主総会にて承認された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本方針は廃止されるものとします。従って、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。よって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない防衛策）ではありません。

### (4) 情報開示

特別委員会の評価・勧告内容およびそれに対する当社取締役会の評価・意見、新株予約権プランの発動ならびに買収提案に対する取締役会としての代替案がある場合は同代替案等について、適時かつ適切に情報開示を行います。また、本方針について、各種法令や証券取引所の諸規則等の改正および株主総会の決議内容等により、所要の変更・見直しを行った場合は、その旨およびその内容につき、適時かつ適切に情報開示を行うこととします。

## 7. 株主・投資家の皆様に与える影響

### (1) 本方針導入時の影響

本方針導入時点においては、新株予約権の割当は行われませんので、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時の影響

特別委員会の勧告の結果、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、上記5.(2)に記載した新株予約権プランを発動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株に対して本新株予約権が1個無償で割り当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1円の払込みのほか、所定の手続が必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割り当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割り当てられますので、払込みは必要なく、保有する株式も希釈化しません。ただし、大量買付行為が5.(1)に該当すると特別委員会が判断し、新株予約権プランが発動された場合には、5.(2)hの規定により新株予約権を行使することができないとされた者については、結果的に、法的小よび経済的側面において不利益が生じることとなります。

### (3) 新株予約権プラン中止時の影響

当社取締役会が本新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (4) 新株予約権割当に伴い株主の皆様に必要なとなる手続

#### a. 名義書換

当社取締役会が新株予約権プランの発動を決議した場合、本新株予約権の割当期日を公告し、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権の割当がなされますので、株主の皆様におかれましては、その保有する名義書換が済んでいない当社株式については速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。

#### b. 新株予約権行使

本新株予約権の割当を受けた株主の皆様には、本新株予約権の行使請求書およびその他権利行使に必要な書類を当社より送付いたします。

本新株予約権の割当後、株主の皆様は、別途当社取締役会が定める権利行使期間内に、上記必要書類を提出した上で、本新株予約権1個につき1円を払込み取扱金融機関に払込むことにより、本新株予約権1個あたり、当社普通株式1株が発行されることとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割り当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割り当てられますので、払込みおよび権利行使に必要な書類の提出等は必要ありません。

以 上

(別紙①)

## 新株予約権発行の要綱

### 1. 発行する新株予約権の総数

本新株予約権の発行決議において当社取締役会が割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（同日最終における当社所有の普通株式を除く。）を上限とする。

### 2. 新株予約権割当の対象となる株主およびその割当条件

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき、1個の割合で本新株予約権を割り当てる。ただし、当社の所有する当社普通株式には本新株予約権は割り当てない。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、対象株式は以下の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割比率（または併合比率）

※調整の結果生じた1株未満の端株は切り捨て

### 4. 新株予約権の発行価額

株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とする。

### 5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額およびその払込み取扱金融機関

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式1株あたり1円とする。また払込み取扱金融機関については当社取締役会で別途定めることとする。ただし、取得条項付新株予約権を割り当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株を割り当てるものとし、払込みは不要とする。

### 6. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヶ月間～2ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とする。また、行使期間の最終日が払込み取扱金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日を最終日とする。

### 7. 新株予約権の行使条件

(1) 本新株予約権を複数所有するものは、その所有する本新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合は、その保有する本新株予約権を整数単位でのみ行使することができる。

(2) a. 大量買付者（特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株式に対する買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株式に対する買付行為を行おうとする者）、b. その共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される者、および同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、c. その特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、もしくは d. 上記の a～c の該当者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または e. 上記 a～d に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）は、原則として、その所有する本新株予約権を行使できない（以下、a～e のいずれかに該当する者を「大量買付者等」という。）。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とする。

#### 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は取締役会の判断で取得条項付新株予約権を割り当てることが出来る。当社が当社新株を対価として新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合には、大量買付者等には対価が交付されない。新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

#### 10. 新株予約権プランの中止

当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、割当期日の 4 営業日前までは特別委員会の勧告に基づき新株予約権の発行を中止することができる。また、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の取得条項を付すことができる。

#### 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

#### 12. 新株予約権行使により発行した株式の配当起算日

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金は、新株予約権行使に基づく新株発行の効力発生日の属する配当計算期間の初めに新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

#### 13. 新株予約権者への通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うこととし、当該通知は通常到達すべかりし時に到着したものとみなす。なお、新株予約権者に、当該通知が到着したとみなされた日から 2 週間以内に、新株予約権者より書面にて当社宛に別段の意思表示がなされない場合には、新株予約権者はこれを承諾したものとみなす。

#### 14. 法令改正等による修正

法令の改正（新設含む）により、本要綱に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合は、当該法令改正の趣旨を考慮し、条項ないし用語の意義等を合理的な範囲内で読み替えることとする。

#### 15. 損害賠償

本新株予約権を有する大量買付者等が7.(2)の規定に基づき本新株予約権を行使することが出来ない場合、または、9.の規定に基づき対価が交付されない場合であっても、当社は本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### 16. その他

その他新株予約権についての必要な事項は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

(別紙②)

## 特別委員会の概要

### 1. 設置

特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

- (1) 特別委員会の委員（以下、「特別委員」という。）は、3名以上とする。
- (2) 特別委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（会社経営者、投資銀行業務に精通するもの、弁護士、公認会計士、もしくは会社法を主たる研究対象とする研究者等）から委員選任基準（後述「6. 特別委員選任基準」参照）に従って選任されるものとし、その選任にあたっては企業価値に関する見識や、実務経験年数等を勘案して決定する。
- (3) 社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結するものとする。

### 3. 任期

任期は1年とし、重任を認める。

### 4. 役割

特別委員会は、以下に記載する事項について評価・決定し、その内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この勧告に従うものとする。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとする。

- (1) 買付意向表明書に記載された内容の検討、および追加提供情報の決定
- (2) 大量買付者から提出された資料に基づく買付内容の検討
- (3) 当社取締役会から提出された代替案の内容の検討
- (4) 当社取締役会による大量買付者との交渉・協議結果の評価
- (5) 新株予約権プラン発動の是非
- (6) 新株予約権プランの中止の決定
- (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

なお、特別委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置するとともに、当社の費用負担により、独立した外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることが出来ることとする。

## 5. 決議

特別委員会の決議は、原則として、特別委員が全員出席（テレビ会議等による出席を含む）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、止むを得ない事由があるときは、特別委員会の議決権の過半数を有する委員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことが出来る。また、可否同数の場合は、委員長の決裁によりこれを決することができる。

## 6. 特別委員選任基準

特別委員に就任するものは以下の(1)～(6)のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当社の大株主（発行済株式総数の5%超）またはその利益を代表する者
- (2) 当社のグループ会社の取締役または従業員である（あった）者
- (3) 当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品または役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品または役務の対価として支払った金額の合計額が年間100百万円もしくは当該会社の連結売上高の2%のいずれか高い方の金額を超えている）がある、もしくは過去3年以内にあった別の会社の取締役、執行役または従業員
- (4) 当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなど）として、取締役および監査役としての報酬以外に高額（年間10百万円以上）の報酬を受取っている、もしくは過去3年以内に受取ったことがある者
- (5) (1)～(4)のいずれかに該当する近親の親族（2親等以内の血縁関係者もしくは同居する者）を有する者
- (6) 特別委員に就任してから、8年超を経過している者

## 7. 委員長の選任

特別委員会の委員長は特別委員の互選により選任するものとする。

## 8. 特別委員のご紹介

平成26年6月25日開催予定の当社定時株主総会にて本方針の承認があった後の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

### <社外取締役>

天野 勝介（昭和27年2月27日生）

#### 【略歴】

昭和50年10月 司法試験合格

昭和53年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、田村徳夫法律事務所入所

昭和58年4月 北浜法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）移籍

昭和60年1月 北浜法律事務所（現同上）パートナー（現）

平成15年2月 ㈱青山キャピタル社外監査役（現）

平成22年6月 当社取締役（現）

平成24年6月 ロート製薬㈱社外監査役（現）

白井 文（昭和 35 年 5 月 23 日生）

【略歴】

平成 5 年 6 月 尼崎市議会議員に当選

平成 14 年 12 月 尼崎市長に当選（平成 22 年 12 月まで）

平成 23 年 6 月 当社取締役（現）

※天野勝介、白井文両氏は平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議する社外取締役候補であります。

<社外監査役>

亀徳 忠正（昭和 20 年 9 月 15 日生）

【略歴】

昭和 44 年 7 月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱東京 UFJ 銀行）入行

平成 9 年 6 月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京 UFJ 銀行）取締役

平成 11 年 4 月 ㈱レナウン代表取締役常務

平成 12 年 4 月 同社 代表取締役専務

平成 19 年 6 月 ㈱丸井（現㈱丸井グループ）常勤監査役

平成 23 年 6 月 当社監査役（現）

平成 23 年 6 月 ㈱オーク製作所社外監査役（現）

井上 圭吾（昭和 30 年 4 月 23 日生）

【略歴】

昭和 56 年 10 月 司法試験合格

昭和 59 年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会）

網本法律事務所（現アイマン総合法律事務所）入所（現）

平成 25 年 11 月 当社監査役（現）

以上



(ご参考)

大株主の状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	千株 26,188	% 13.66
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,131	3.19
(株) 京 都 銀 行	5,875	3.06
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,017	2.61
日 本 興 亜 損 害 保 険 (株)	4,380	2.28
(株) G S I ク レ オ ス	4,205	2.19
第 一 生 命 保 険 (株)	4,154	2.16
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株)	3,938	2.05
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	3,785	1.97
グ ン ゼ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	2,839	1.48

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式 18,312 千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除した 191,623 千株を分母として計算しております。

以上